

2020年12月1日以降に日本を出国・再入国予定の居住者向け通知

2020年11月30日

2020年12月1日以降に日本を出国し、再入国予定の居住者については、全員下記指示内容を遵守してください。

【日本出国前までにすべきこと】

必ず「外泊届」をメールにて宿舎事務室に提出すること。

まだ外泊終了日が確定していない場合は、外泊開始日のみの記載でも構いません。

ただし、日本への帰国便が確定した時点で、必ず宿舎事務室までメール連絡すること。

なお、宿舎を留守にする場合は、全員必ず「外泊届」の提出が義務付けられています。

▶ハウジングオフィス HP>各種ダウンロード>各種様式「外泊届」

https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/housing-office/ja/download/index_00002.html

【日本再入国前までにすべきこと】

1. 「健康管理シート」を使用し、出国前2週間の体調管理を行うこと。

・「健康管理シート」 <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400138826.xlsx>

2. 日本入国日の翌日から起算した指定14日待機場所(15泊分)について、各自自己負担にて必ずホテル等の宿泊施設を事前手配すること。(独立型居室に居住中のものであっても、指定14日待機を宿舎内で行うことは、一切できません。)

3. 日本到着港から14日待機先までの交通手段について、各自自己負担にて事前手配すること。厚労省の定めにより、日本入国時から指定14日待機期間を終えるまでは、一切公共交通機関を使用することが出来ないこととなっているため、各自ハイヤー等を手配する必要があります。

参照:厚労省推奨のハイヤー会社・ハイヤー調達旅行会社について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00020.html

【日本再入国後にすべきこと】

宿舎事務室あてに下記情報について、必ずメール送信すること。

1) 出国2週間前記録の「体調管理シート」

2) 日本到着予定日/時間

3) 出国前/日本到着後に受検した新型コロナウイルス検査の「陰性結果」証明

4) 指定14日待機先名称およびチェックアウト予定日等

5) 自分の連絡先(待機期間中コンタクト可能な連絡先)

※入国拒否対象国・地域以外から再入国する場合は、上記(3)記載の検査結果証明を提出する必要はありません。

【指定 14 日待機中にすべきこと】

1. (1)入国拒否対象国・地域以外から14日外待機を経て宿舎に帰寮する場合

下記 Google フォームを使って、毎日自分の健康報告を行うこと。

虚偽の報告をした場合や、指定 14 日待機中に健康報告を怠った場合は、宿舎からの退去を命じる場合があります。

▶「自己検疫期間における体調管理報告フォーム」

<https://bit.ly/37un2HU>



(2)入国拒否対象国・地域から14日外待機を経て宿舎に帰寮する場合

待機期間中は厚生労働省の定めに従い、健康報告を行ってください。同健康報告については、検疫所等から受けた案内に従って行ってください。

上記フォームによる宿舎への健康報告は、必要ありません。

2. 指定 14 日待機中に発熱や何らかの症状を呈した場合には、下記「体調不良時ハンドアウト」の指示内容に従うこと。

各宿舎「体調不良時ハンドアウト」

・駒場ロッジ本館・B/C/D 棟 <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400150505.pdf>

・駒場ロッジ別館 <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400150506.pdf>

・白金台ロッジ <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400150507.pdf>

・柏ロッジ <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400150508.pdf>

・目白台インターナショナル・ビレッジ <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400150503.pdf>

【指定 14 日待機完了時にすべきこと】

指定 14 日待機完了時には、必ず帰寮前に下記情報を宿舎事務室あてにメールすること。

- 1) 宿舎帰寮予定日／時間
- 2) 宿舎入居時健康管理シート